



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング  
**あおぞらLetter**

〒101-0044  
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号  
井門神田駅前ビル22号室  
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276  
担当:大庫(おおくら)

## 退職後の傷病手当金の申請について

病気やケガで働けない場合に支給される健康保険の『傷病手当金』について、「退職後に申請ができるのか?」、「退職後の従業員から証明を求められた場合に対応が必要か?」など、よくお問合せいただく内容です。

今回のあおぞらレターでは、退職後の傷病手当金の申請についての要件や注意点について確認したいと思います。また、平成28年8月より、雇用保険の介護休業給付金の支給率が改正となりますのでご案内します。

### ■退職後に傷病手当金を継続して受給するには…

出所:平成27年12月21日付 労働新聞より



#### 退職後に事業主証明?

#### 傷病手当金の支給申請

**問**

業務外の事由で負傷後、年休を消化して退職したパートがいます。後日、本人から傷病手当金の事業主証明を求められました。そもそも傷病手当金は受給できるのでしょうか。やはり、証明は必要でしょうか。

#### 在籍期間のみ必要

**答** 被保険者資格を喪失したときに

実際に傷病手当金の支給を受けていない場合でも、被保険者期間が継続して1年以上あり、傷病

手当金の受給の条件を満たしていれば、被保険者期間中と同様に支給を受けることができます。①療養中であること、②仕事に就けないこと(労務



不能)、③4日以上仕事を休むこと、④報酬の支払いがないこと(条件を満たす必要があります。傷病手当金支給申請書に、事業主の証明と医師

の意見書を付けて保険者に提出します(健保則84条)。事業主は、仕事に就けなかった期間、報酬の支払いなどについて証明する必要があります。出勤簿や貸金台帳のコピーを添付します。在職中の期間を含む場合、その期間について事業主の証明が必須です。資格喪失日以降は、事業主証明欄は空欄で提出することになります(協会けんぽ)。

#### ポイント

- 在職中は、事業主経由で申請が可能です。(事業主の証明が必要です。)
- 退職後はご本人が直接健康保険組合もしくは協会けんぽに請求しなければいけません。

### ■平成28年8月より、雇用保険・介護休業給付金の支給率が変わります

平成28年8月1日以降「開始」した介護休業給付の支給率が変わり、従来より給付金がアップする可能性があります。

#### 【平成28年7月までに介護休業開始】

介護休業給付金の月額 = 休業開始時の賃金日額 × 支給日数 (30日) × 40%

↓

#### 【平成28年8月より介護休業開始】

介護休業給付金の月額 = 休業開始時の賃金日額 × 支給日数 (30日) × **67%**



その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277